

「鉄道技術上の基準を定める省令」第10条に基づく係員教育における受講要件等の仕様内容

係員教育名	受講要件等	講習会		検査等（判定）	教育頻度
		教育内容	日数		
列車等の運転に直接 関係する作業・施設 の保守その他これに類 する作業（JR） （在）	工務関係社員	【座学】 ① 運転に関する法令・規程 ② 建築限界関連 踏切構造・踏切通行者 への対応関連 ③ ④ 線閉・保守用車関連 ⑤ 鉄道施設保守の安全 ⑥ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 線閉・保守用車の実技・ ① 手続 ② 列車防護	0.5日	知悉度（正解80%以上）	年度1回
列車等の運転に直接 関係する作業・施設 の保守その他これに類 する作業（JR） （幹）	工務関係社員	【座学】 ① 運転に関する法令・規程 ② 建築限界関連 ③ 保守作業等手続 ⑤ 鉄道施設保守の安全 ⑥ 異常時・事故防止対応 【技能訓練】 線閉・保守用車の実技・ ① 手続 ② 列車防護	0.5日	知悉度（正解80%以上）	年度1回